

公立大学法人大阪教職員給与規程

制 定 平成31. 4. 1 規程 40

最近改正 令和 8. 1. 30 規程 6

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 57 条の規定に基づき、教職員（就業規則第 2 条第 1 項に規定する教職員のうち就業規則第 57 条第 4 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 教職員の給与は、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びクロスアポイントメント手当とする。

第 2 章 給料の支給基準

(給料)

第 3 条 教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表)

第 4 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第 1)
- (2) 一般職給料表(2) (別表第 2)
- (3) 教育職給料表 (別表第 3)
- (4) 看護職給料表(1) (別表第 4)

(職務の級の決定)

第 5 条 教職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

(初任給の決定)

第 6 条 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格等による給料決定)

第 7 条 教職員が 1 の職務の級から他の職務の級に移った場合又は 1 の職から同じ職務の

級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程の定めるところにより決定する。

(昇給)

第8条 教職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

2 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

3 休職となった教職員が復職したときその他他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の調整額)

第9条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないとき認められるときは、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給する教職員は別表第5に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

3 前2項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料支給の始期及び終期)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。

2 教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第38条第8項及び第39条から第42条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

(1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

(2) 離職又は死亡の日に第45条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。

(3) 就業規則第31条(第2号及び第8号に掲げる場合を除く。)の規定により解雇とされた者及び就業規則第53条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。

(4) 公立大学法人大阪教職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。

(5) 就業規則第18条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(6) その他公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

3 離職した教職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）に基づき大阪府（以下「府」という。）又は大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、本法人のみと雇用契約を結ぶ教職員となるために府又は市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日教職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなすことができる。

（給料の日割計算）

第11条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

第3章 諸手当の支給基準

（管理職手当）

第12条 管理又は監督の地位にある教員には、管理職手当を支給する。

2 前項に規定する教員は、別表第6に掲げる職にある者とし、同表の区分欄に定める区分に応じて、次の各号に定める額の管理職手当を支給する。

- (1) 1種 106,800円
- (2) 2種 96,100円
- (3) 3種 74,800円
- (4) 4種 64,100円
- (5) 5種 32,000円
- (6) 6種 21,300円

3 管理職手当を受ける職を2以上兼ねる場合には、区分が最も上位である職に対する管理職手当を支給するものとし、当該職以外の職に対する管理職手当は支給しない。

（管理職手当の始期、終期及び日割計算）

第13条 月の中途において、管理職手当を受けるべき職に採用され又は管理職手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当を支給し、管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当の額を改定し、退職し又は管理職手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から管理職手当を支給しない。

2 前項の場合の管理職手当の計算にあたっては、第11条の規定を準用し、日割計算する。

（職務負担手当）

第14条 法令に定められる職務等に従事する教職員のうち、その職務の複雑、困難又は責

任の度に一定の給与上均衡の配慮が求められるものであって、かつその職務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと思えられるものに対しては、職務負担手当を支給する。

- 2 前項の規定により職務負担手当を支給する教職員の範囲、職務負担手当の支給額その他職務負担手当の支給に関し必要な事項については、公立大学法人大阪教職員職務負担手当規程（以下「職務負担手当規程」という。）に定める。

（初任給調整手当）

第 15 条 次の各号に掲げる職に新たに採用された教職員には、公立大学法人大阪教職員初任給調整手当規程（以下「初任給調整手当規程」という。）に定める期間及び額の範囲内で、採用の日（第 1 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後、初任給調整手当規程に定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当を支給する。

- (1) 医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師免許証（以下同じ。）又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を有するもの
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）に規定する獣医師免許証を有するもの
- (3) 前 2 号の職以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので初任給調整手当規程に定めるもの

- 2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

- 3 前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給額については、初任給調整手当規程に定める。

（扶養手当）

第 16 条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、教職員と生計を一にし、かつ、主としてその教職員の収入により生計を維持するものをいう。

- (1) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (3) 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害がある親族

- 3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1 人につき 6,500 円（教育職給料表の適用を

受ける教員でその職務の級が4級である者（以下「4級教員」という。）にあつては、3,500円）とする。

- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養の届出）

第17条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当支給の始期及び終期）

第18条 扶養手当は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その教職員となった日から、扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある4級教員が4級教員以外の教職員となった場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、扶養親族たる父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員で4級教員以外のものが4級教員となった場合又は教職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第16条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

- 3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第11条の規定を準用し、日割計算する。

（地域手当）

第 19 条 教職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、給料の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 12.8（東京都の特別区の存する地域に在勤する教職員にあつては、100 分の 18）（第 38 条に規定する休職者（ただし、第 8 項に規定するものを除く。）については、給料、給料の調整額及び扶養手当の月額の合計額）を乗じて得た額とする。

（地域手当の始期及び終期）

第 20 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、第 10 条及び第 11 条の規定を準用して、計算する。

（住居手当）

第 21 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員住居手当規程（以下「住居手当規程」という。）で定める教職員については、この限りでない。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている教職員

(2) 第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの

2 住居手当の月額は、28,000 円（前項第 1 号に掲げる教職員のうち同項第 2 号に掲げる教職員でもあるものにあつては、その額に 2 分の 3 を乗じて得た額）を超えない範囲内において、同項各号に掲げる教職員の区分に応じて住居手当規程で定める。

（住居の届出）

第 22 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 前条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき

(2) 住居手当を受けている教職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があつたとき

(3) その他理事長が必要と認めたとき

（住居手当支給の始期及び終期）

第 23 条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 21 条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合（同額に改定する場合を含む。）について準用する。

（通勤手当）

第 24 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程（以下「通勤手当規程」という。）で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする教職員
- 2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が150,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が150,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。ただし、通勤手当規程で定める教職員については、この限りでない。
- 4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第 25 条 新たに教職員として採用されたこと、事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他公立大学法人大阪教職員単身赴任手当規程（以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該採用、配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該採用、配置転換又は事業場の移転の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支

給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（単身赴任手当の届出）

第26条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

（単身赴任手当支給の始期及び終期）

第27条 第23条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

（特殊勤務手当）

第28条 教職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に应ずるよう定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
 - (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
 - (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務
- 2 特殊勤務手当の種類及び支給される教職員の範囲並びにその額は、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程（以下「特殊勤務手当規程」という。）で定める。

（時間外勤務手当）

第29条 勤務時間等規程第2章又は第3章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した教職員には、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第8条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第2号に掲げるものを除く。） 100分の125

- (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの
100 分の 150
- (3) 休日の勤務（第 4 号に掲げるものを除く。） 100 分の 135
- (4) 休日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の
160
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 9 条後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 45 時間を超え 60 時間以下の教職員には、その 45 時間を超え 60 時間以下勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30
- 4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 年間（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）について 360 時間を超えた教職員には、その 360 時間を超えて勤務した全時間（次項に掲げる時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30
- 5 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 50
- 6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も

高い支給割合によるものとする。

- 7 前項までの規定にかかわらず、勤務時間等規程第3章の規定が適用される教職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した教職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(管理職員深夜勤務手当)

第31条 勤務時間等規程第15条の規定の適用を受ける教職員（以下「管理監督者」という。）が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を管理職員深夜勤務手当として支給する。

- 2 前2条の規定は、管理監督者には適用しない。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第32条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

「給料(調整額含む)の月額」+「管理職手当の月額」+「これらに対する地域手当の月額」
+「初任給調整手当の月額」+「職務負担手当の月額」

「週勤務時間」×52/12

- 2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」=「週所定勤務時間」-「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

- 3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

- 4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(時間外勤務手当等の計算)

第33条 前4条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

- 2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、1時間未満の端数を生じたときはこれを時間単位に換算する。

- 3 前項の規定により計算した時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当

の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

(宿日直手当)

第34条 勤務時間等規程第18条に規定する宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命じられて勤務した教職員には、次の各号に掲げる勤務1回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。

- (1) 医学部附属病院において緊急事態の対処及び連絡の対応をするための宿日直勤務 8,000円
- (2) 医学部附属病院において入院患者の病状の急変等に対処するため、医師免許証を有する教員が行う宿日直勤務 25,000円
- (3) 医学研究科法医学教室において死体検案の要請に対応するための宿日直勤務 10,000円
- (4) 獣医臨床センターにおいて定期巡視及び緊急時の連絡対応をするための宿日直勤務 10,000円

2 前5条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第29条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

(時間外勤務手当等の特例)

第35条 監視又は断続的勤務に従事する教職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前6条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

(クロスアポイントメント手当)

第36条 本法人及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら本法人及び他機関の業務を行う教職員(以下「クロスアポイントメント教職員」という。)には、本法人と他機関の間で締結する協定において、本法人が給与を一括支給する場合に支給すべき給与の額が、クロスアポイントメント制度の適用がないものとした場合における給与相当額を上回るときは、その差額相当額をクロスアポイントメント手当として支給することがある。

2 前項のほか、クロスアポイントメント制度の適用期間において、特段の事情があるときは、本法人はクロスアポイントメント教職員に対して必要な補てんを行うためにクロスアポイントメント手当を支給することがある。

第4章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第37条 6月1日又は12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する教職員には、公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「期末手当規程」という。)に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

第5章 休職者等の給与

(休職者の給与)

- 第38条 就業規則第21条第1項第1号の規定により休職となった者（次項及び第3項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給し、満1年を超えてからは、給与を支給しない。
- 2 結核性疾患にかかり就業規則第21条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。満2年を超えてからは、給与を支給しない。
- 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第21条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。
- 4 就業規則第21条第1項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 就業規則第21条第1項第3号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。
- 6 就業規則第21条第1項第4号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
- 7 就業規則第21条第1項第5号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が本法人において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。
- 8 就業規則第21条第1項第6号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった教職員には、その間、給与を支給しない。
- 9 就業規則第21条第1項第7号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、休職となった教職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(停職者の給与)

- 第39条 就業規則第53条第3号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた教職

員には、その間、給与を支給しない。

(育児・介護休業者の給与)

第 40 条 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

(育児短日数勤務の期間中の給与)

第 41 条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしている教職員のその間の給与については、公立大学法人大阪育児短日数勤務をしている教職員の給与に関する規程に定めるところによる。

(自己啓発等休業者の給与)

第 42 条 公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

(業務傷病休業等の際の給与)

第 43 条 就業規則第 47 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった教職員には、その間、給与の全額を支給する。

(休職前後の給与支給の変更)

第 44 条 教職員が月の中途において、前 6 条に規定する休職、停職、育児休業、出生時育児休業、介護休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当は、第 11 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

2 前項の場合において、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程、特殊勤務手当規程及び期末手当規程において定める。

3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等となった場合は、その教職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

第 6 章 給与の減額

(給料の減額)

第 45 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 20 条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第 27 条第 1 項に規定する特別休暇
- (3) 就業規則第 62 条第 2 項及び第 63 条第 2 項並びに勤務時間等規程第 31 条に規定する病欠休暇

- (4) 勤務時間等規程第 33 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 就業規則第 19 条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給与を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）
- (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- (1) 勤務時間等規程第 31 条に定める病気休暇の期間及び就業規則第 62 条第 1 項第 2 号（同号に準ずる者として第 3 号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され同条第 2 項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、就業規則第 44 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の欠勤は 1 日とみなす。）の期間が引き続き 90 日を超える場合
- (2) 就業規則第 63 条第 2 項による病気休暇の期間が引き続き 1 年を超える場合
- 4 前項各号に掲げる病気休暇（前項第 1 号にあってはその後に引き続く欠勤の期間を含む。以下同じ。）により引き続き勤務しない期間（以下「病気休暇等の期間」という。）の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間（以下「休暇間の期間」という。）がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。
- (1) 休暇間の期間に勤務した日（1 日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。）がない場合
当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。
- (2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合
当該休暇間の期間が 90 日未満（休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は 180 日未満）である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。
- （勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額）**
- 第 46 条 前条第 1 項に規定する勤務 1 日当たりの給料額は、給料（調整額を含む）の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
- 2 前条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。
- 「給料（調整額を含む）の月額」

「週勤務時間」×52/12

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」＝「週所定勤務時間」－「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

（給料の減額の方法）

第47条 第45条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

（管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当の減額）

第48条 教職員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日当たりの管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当を、その者に支給すべき管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当から減額する。

(1) 勤務時間等規程第20条に規定する年次有給休暇

(2) 勤務時間等規程第27条第1項に規定する特別休暇

(3) 勤務時間等規程第33条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間

2 勤務成績が著しく不良である教職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

3 第1項の勤務1日当たりの手当額の計算にあたっては、第46条第1項の規定を準用して計算する。

（地域手当の減額）

第49条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料及び給料の調整額の月額にかかる部分については、第45条及び第46条の規定を準用し、減額する。

2 地域手当のうち、管理職手当にかかる部分については、第48条の規定を準用し、減額するものとする。

（扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額）

第50条 第45条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

第7章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(計算期間)

第51条 給与は、本規程、通勤手当規程、特殊勤務手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程（以下「本規程等」という。）において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支払日)

第52条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月17日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。） その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日等であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

(退職者等への給与支払)

第53条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに教職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した教職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

(非常時の給与支払)

第54条 教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第51条及び第52条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により1週間以上にわたって帰郷する場合

(給与の支払方法)

第55条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント教職員の給与の支払方法については、公立大学法人大阪クロスアポイントメント制度に関する規程第7条に定める協定に基づき、別段の取扱いをすることができるものとする。

第8章 再雇用職員の給与

(再雇用職員の給与)

第56条 次条に定義する再雇用職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

- 2 再雇用職員の給与は、給料、職務負担手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(定義)

第57条 再雇用職員とは、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第2条第2項に規定する1週間の所定勤務時間が38時間45分である者をいう。
- (2) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第2条第3項に規定する1週間の所定勤務時間が37時間30分を超えない者をいう。

(給料)

第58条 再雇用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

- 2 新たに再雇用職員となった者の給料月額を、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用職員 その者が占める職務に適用される給料表及び職務の級の再雇用の欄に掲げる金額
- (2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1円未満の端数は切り捨てる。）

1週当たりの所定勤務時間

38.75

(職務負担手当)

第58条の2 第14条の規定にかかわらず、パートタイム再雇用職員の職務負担手当の支給額は、職務負担手当規程第3条から第10条までの規定による金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

1週当たりの所定勤務時間

38.75

(昇格)

第 59 条 再雇用職員は、昇格しない。

(昇給)

第 60 条 再雇用職員は、昇給しない。

(通勤手当)

第 61 条 再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

- (1) 所定勤務日数が週 4 日以上 の者又は通勤手当規程に定める地域からの通勤のため新幹線鉄道等を利用する者 第 24 条の規定を準用する。
- (2) 所定勤務日数が週 4 日に満たない者(前号に掲げる者を除く。) 通勤手当の額は、次に定めるところによる。ただし、1 月当たりの額が 150,000 円を超えることとなる場合については、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - ア 交通機関を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1 月の勤務(現に通勤したものに限る。)の往復にかかる回数分の利用区間にかかる片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満のものには支給しないものとする。
 - イ 自転車等を利用する場合 通勤手当規程第 14 条の 5 第 2 号の規定を準用する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満のものには支給しないものとする。
- (3) 特別の事情により、前 2 号の規定によることが困難であると理事長が認める者 理事長が個別に定める。

(時間外勤務手当)

第 62 条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて時間外勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム再雇用職員 第 29 条の規定を準用する。
- (2) パートタイム再雇用職員 公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程第 32 条の規定を準用する。

第 9 章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止)

第 63 条 教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(給与の支給額の端数計算)

第 64 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(追給の限度)

第 65 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 3 年を経過していない分に限り追給するものとする。

(戻入の限度)

第 66 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して 5 年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

(この規程により難しい場合の措置)

第 67 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (2) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (3) 旧府大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則をいう。
- (4) 旧府大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程をいう。
- (5) 旧市大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則をいう。
- (6) 旧市大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程をいう。
- (7) 府大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧府大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (8) 市大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧市大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (9) 府大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人採用の日に中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び本部事業場で勤務するもの(再雇用規程の適用を受ける者並びに前 2 号及び次号の教職員を除く。)をいう。
- (10) 市大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人採用の日に杉本地区事業場、阿倍野地区(医学部・看護学部)事業場、阿倍野地区(医学部附属病院)事業場、阿倍野地区(MedCity21)事業場及び私市地区事業場で勤務するもの(再雇用規程の適

用を受ける者並びに第7号及び第8号の教職員を除く。)及び本部事業場で勤務するもののうち別に定めるものをいう。

- (11) 市大区分課長代理級 市大承継教職員及び市大区分教職員(再雇用規程の適用を受ける者を除く。)のうち、昇給等規程別表第1において一般職給料表(1)4級が適用される職務にあるものをいう。

(合併に伴う特例措置)

- 3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における府大承継教職員及び府大区分教職員の給与については、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧府大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。
- 4 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における市大承継教職員及び市大区分教職員の給与については、第38条第3項、第43条、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧市大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。なお、第57条第2号に定めるパートタイム再雇用職員については、第45条の規定にかかわらず、大阪市立大学短時間勤務教職員給与規程第15条の規定を準用する。
- 5 本則の規定にかかわらず、市大区分課長代理級の別に規程で定める日までの期間における給与については、別に定める。

(給料表その他の切替えにかかる措置)

- 6 附則第3項及び第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了及び本則の適用にかかる取扱いについては、公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程に定める。

(経過措置)

- 7 市大承継教職員及び市大区分教職員のうち、附則第4項の規定により(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程別表第3に規定する教育職給料表の適用を受けていた者について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第4条の規定にかかわらず、附則別表第1を適用するものとし、第19条第2項中「100分の12.8」とあるのは「100分の16」とする。
- 8 府大承継教職員及び府大区分教職員のうち、附則第4項の規定により(旧)公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程別表第2に規定する教育職給料表の適用を受けていた者について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第4条の規定にかかわらず、附則別表第2を適用する。

(60歳を超える職員の給料に関する特例)

- 9 当分の間、職員(就業規則第2条第3項に定める職員のうち、再雇用規程の適用を受ける者を除いた者をいう。以下同じ。)の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員の受ける給料月額(この規

程の規定又は他の規程の規定により給料表の給料月額よりも多い給料月額を受ける職員にあっては、当該給料月額を含む。)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 10 就業規則第15条第2項本文の規定による他の職への降任をされた職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が就業規則第15条第2項本文の規定により他の職への降任をされた日(以下「異動日」という。)の前日に当該職員が受けていた特定日の前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額(公立大学法人大阪教職員退職手当規程第8条第1項第1号の規定を準用して算定した退職手当基礎額に相当する額をいう。以下同じ。)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定(給料月額相当額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額相当額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 附則第9項の規定の適用を受ける職員(附則第10項に規定する職員を除く。)であつて、異動日の前日から特定日までの間の給料月額相当額が増額改定又は減額改定をされた職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、特定日において役職定年による降任をされたと仮定した場合に特定日において受けることとなる給料月額相当額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)と特定日給料月額との差額を給料として支給する。
- 13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であつて、就業規則第15条第2項ただし書きの規定により降任の時期が特定日後に延長された職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、異動日前日を退職日とみなして算定した給料月額相当額と当該職員の受ける給料月額との差額を給料として支給する。

(60歳を超える職員の給料の調整額に関する特例)

- 14 附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第9条の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「附則第15項の規定により読み替えられた前2項」とする。

附則別表第1

号給	1級	2級	3級	4級
1	280,700	342,500	364,700	400,300
2	283,200	344,400	366,800	402,000
3	285,700	346,300	368,900	403,700
4	288,200	348,200	371,000	405,400
5	290,700	350,000	373,100	407,000
6	293,200	351,800	375,100	408,800
7	295,700	353,500	377,000	410,600
8	298,200	355,200	378,900	412,400
9	300,700	356,900	380,800	414,100
10	303,200	358,700	382,400	416,100
11	305,700	360,400	384,000	418,100
12	308,200	362,100	385,500	420,000
13	310,700	363,800	387,000	421,900
14	313,200	365,500	388,600	424,100
15	315,700	367,100	390,200	426,200
16	318,200	368,700	391,700	428,300
17	320,700	370,300	393,200	430,400
18	323,200	371,700	394,800	432,500
19	325,700	373,100	396,400	434,600
20	328,200	374,500	397,900	436,700
21	330,700	375,900	399,400	438,700
22	333,000	377,300	401,000	440,800
23	335,300	378,700	402,600	442,800
24	337,600	380,100	404,100	444,800
25	339,900	381,500	405,600	446,800
26	341,700	382,900	407,200	448,900
27	343,500	384,300	408,800	450,900

28	345,200	385,700	410,300	452,900
29	346,900	387,100	411,800	454,900
30	348,700	388,500	413,400	457,000
31	350,400	389,900	415,000	459,000
32	352,100	391,300	416,500	461,000
33	353,800	392,700	418,000	463,000
34	355,600	394,100	419,500	465,100
35	357,300	395,500	421,000	467,100
36	359,000	396,900	422,400	469,100
37	360,700	398,200	423,800	471,100
38	362,200	399,600	425,300	473,200
39	363,700	401,000	426,800	475,200
40	365,100	402,400	428,200	477,200
41	366,500	403,700	429,600	479,200
42	368,000	405,100	431,100	481,300
43	369,500	406,500	432,600	483,300
44	370,900	407,900	434,000	485,300
45	372,300	409,200	435,400	487,300
46	373,800	410,600	436,800	489,400
47	375,300	412,000	438,200	491,400
48	376,700	413,300	439,600	493,400
49	378,100	414,600	441,000	495,400
50	379,400	416,000	442,400	497,500
51	380,600	417,400	443,700	499,500
52	381,800	418,700	445,000	501,500
53	383,000	420,000	446,300	503,500
54	384,100	421,400	447,600	505,600
55	385,200	422,800	448,900	507,600
56	386,300	424,100	450,200	509,600
57	387,400	425,400	451,500	511,600
58	388,500	426,800	452,800	513,700
59	389,600	428,100	454,100	515,700
60	390,700	429,400	455,400	517,700
61	391,800	430,700	456,700	519,700
62	392,900	432,000	458,000	521,700

63	393,900	433,300	459,300	523,600
64	394,900	434,600	460,600	525,500
65	395,900	435,800	461,900	527,400
66	396,900	437,100	463,200	529,100
67	397,900	438,400	464,500	530,800
68	398,800	439,600	465,800	532,500
69	399,700	440,800	467,100	534,200
70	400,700	442,100	468,400	535,900
71	401,700	443,400	469,700	537,500
72	402,600	444,600	471,000	539,100
73	403,500	445,800	472,300	540,700
74	404,500	447,100	473,600	542,400
75	405,400	448,300	474,900	544,000
76	406,300	449,500	476,200	545,600
77	407,200	450,700	477,400	547,200
78	408,100	451,900	478,700	548,600
79	408,900	453,100	480,000	550,000
80	409,700	454,300	481,300	551,400
81	410,500	455,500	482,500	552,700
82	411,400	456,700	483,800	553,600
83	412,200	457,900	485,000	554,500
84	413,000	459,100	486,200	555,400
85	413,800	460,300	487,400	556,200
86	414,600	461,500	488,500	556,900
87	415,400	462,700	489,600	557,600
88	416,200	463,900	490,700	558,300
89	417,000	465,000	491,800	558,900
90	417,800	466,200	492,900	559,600
91	418,600	467,400	494,000	560,300
92	419,400	468,500	495,000	561,000
93	420,200	469,600	496,000	561,600
94	421,000	470,500	497,000	562,300
95	421,700	471,400	498,000	563,000
96	422,400	472,300	499,000	563,700
97	423,100	473,200	499,900	564,300

98	423,900	474,000	500,900	565,000
99	424,600	474,800	501,900	565,700
100	425,300	475,600	502,800	566,400
101	426,000	476,300	503,700	567,000
102	426,700	477,100	504,500	567,700
103	427,400	477,900	505,300	568,400
104	428,100	478,600	506,100	569,100
105	428,800	479,300	506,900	569,700
106	429,500	480,100	507,700	570,400
107	430,200	480,900	508,500	571,100
108	430,900	481,600	509,300	571,800
109	431,600	482,300	510,100	572,400
110	432,300	483,100	510,900	573,100
111	433,000	483,900	511,700	573,800
112	433,700	484,600	512,500	574,500
113	434,400	485,300	513,300	575,100
114	435,100	485,800	514,100	575,800
115	435,700	486,300	514,900	576,500
116	436,300	486,800	515,600	577,100
117	436,900	487,300	516,300	577,700
118	437,500		517,100	578,300
119	438,100		517,800	578,900
120	438,700		518,500	579,400
121	439,200		519,200	579,900
122	439,800			
123	440,400			
124	441,000			
125	441,500			
126	442,100			
127	442,700			
128	443,300			
129	443,800			
130	444,400			
131	445,000			
132	445,600			

133	446,100			
134	446,400			
135	446,600			
136	446,800			
137	447,000			

備考 この給料表は、附則第7項の適用を受ける教員に適用する。

附則別表第2

号給	1級	2級	3級	4級
1	308,000	357,900	395,900	465,300
2	308,600	360,000	398,500	466,900
3	309,200	362,100	401,100	468,500
4	309,800	364,200	403,700	470,100
5	310,400	366,200	406,300	471,600
6	311,800	368,100	408,800	474,100
7	313,200	369,900	411,200	476,600
8	314,600	371,700	413,600	479,100
9	315,900	373,500	416,000	481,600
10	318,000	375,400	418,100	483,900
11	320,100	377,200	420,200	486,200
12	322,200	379,000	422,300	488,400
13	324,300	380,800	424,300	490,600
14	326,500	382,700	426,000	492,800
15	328,700	384,500	427,700	495,000
16	330,900	386,300	429,300	497,200
17	333,000	388,100	430,900	499,400
18	335,200	390,000	432,600	501,300
19	337,400	391,800	434,200	503,100
20	339,600	393,600	435,800	504,900
21	341,700	395,400	437,400	506,700
22	344,100	397,300	439,100	508,600
23	346,500	399,100	440,700	510,400
24	348,800	400,900	442,300	512,200
25	351,100	402,700	443,900	514,000
26	353,700	404,600	445,500	515,900

27	356,200	406,400	447,100	517,700
28	358,700	408,200	448,700	519,500
29	361,200	410,000	450,300	521,300
30	363,300	411,800	451,900	523,100
31	365,300	413,600	453,500	524,900
32	367,300	415,400	455,100	526,600
33	369,300	417,100	456,700	528,300
34	371,300	418,800	458,200	530,100
35	373,200	420,500	459,700	531,900
36	375,100	422,200	461,200	533,600
37	377,000	423,900	462,700	535,300
38	378,400	425,300	464,100	537,000
39	379,800	426,600	465,500	538,700
40	381,100	427,900	466,900	540,400
41	382,400	429,200	468,300	542,000
42	383,300	430,500	469,700	543,700
43	384,200	431,800	471,100	545,400
44	385,100	433,100	472,500	547,000
45	386,000	434,300	473,900	548,600
46	386,900	435,600	475,300	550,200
47	387,800	436,900	476,700	551,800
48	388,600	438,200	478,100	553,400
49	389,400	439,400	479,500	555,000
50	390,300	440,700	480,500	556,500
51	391,200	442,000	481,500	558,000
52	392,000	443,300	482,500	559,500
53	392,800	444,500	483,500	560,900
54	393,700	445,800	484,400	562,200
55	394,600	447,100	485,300	563,500
56	395,400	448,400	486,200	564,800
57	396,200	449,600	487,100	566,100
58	397,100	450,900	487,900	567,000
59	398,000	452,200	488,700	567,900
60	398,800	453,500	489,400	568,800
61	399,600	454,700	490,100	569,600

62	400,500	456,000	491,000	570,100
63	401,400	457,300	491,900	570,500
64	402,200	458,600	492,800	570,900
65	403,000	459,800	493,700	571,300
66	403,900	460,900	494,200	571,700
67	404,700	462,000	494,700	572,100
68	405,500	463,100	495,200	572,500
69	406,300	464,100	495,700	572,800
70	407,200	464,900	496,600	573,100
71	408,000	465,700	497,500	573,400
72	408,800	466,500	498,400	573,600
73	409,600	467,200	499,200	573,800
74	410,200	467,900	499,700	574,700
75	410,800	468,600	500,200	575,600
76	411,300	469,200	500,700	576,500
77	411,800	469,800	501,200	577,300
78	412,400	470,300	501,400	578,200
79	413,000	470,800	501,500	579,100
80	413,500	471,300	501,600	580,000
81	414,000	471,800	501,700	580,900
82	414,600	472,300	501,800	
83	415,100	472,800	501,900	
84	415,600	473,200	502,000	
85	416,100	473,600	502,100	
86	416,600	474,100	502,200	
87	417,100	474,500	502,300	
88	417,600	474,900	502,400	
89	418,100	475,300	502,500	
90	418,500	475,800	502,600	
91	418,900	476,200	502,700	
92	419,300	476,600	502,800	
93	419,700	477,000	502,900	
94	420,000	477,400	503,000	
95	420,200	477,700	503,100	
96	420,400	478,000	503,200	

97	420,600	478,300	503,300	
98	420,700	478,400	503,600	
99	420,800	478,500	503,800	
100	420,900	478,600	504,000	
101	421,000	478,700	504,200	
102	421,500	478,900	504,700	
103	422,000	479,100	505,200	
104	422,400	479,200	505,700	
105	422,800	479,200	506,200	
106	423,300	479,400	506,800	
107	423,700	479,500	507,400	
108	424,100	479,600	508,000	
109	424,500	479,800	508,600	
110	424,900	479,900	509,200	
111	425,300	480,000	509,800	
112	425,700	480,100	510,400	
113	426,000	480,200	511,000	
114	426,400	480,300		
115	426,700	480,400		
116	427,000	480,500		
117	427,300	480,600		
118	427,600	480,800		
119	427,800	480,900		
120	428,000	481,000		
121	428,200	481,100		
122	428,400	481,400		
123	428,600	481,700		
124	428,800	481,900		
125	428,900	482,100		
126	429,100	482,600		
127	429,300	483,100		
128	429,400	483,600		
129	429,500	484,100		
130	429,600	484,600		
131	429,700	485,100		

132	429,800	485,600		
133	429,900	486,100		
134	430,000	486,500		
135	430,100	486,800		
136	430,200	487,100		
137	430,300	487,400		
138	430,400	488,000		
139	430,500	488,500		
140	430,600	489,000		
141	430,700	489,500		
142	430,800			
143	430,900			
144	431,000			
145	431,100			
146	431,300			
147	431,500			
148	431,700			
149	431,800			
150	432,100			
151	432,400			
152	432,700			
153	432,900			
154	433,400			
155	433,800			
156	434,200			
157	434,600			
158	435,100			
159	435,500			
160	435,900			
161	436,300			
162	436,800			
163	437,300			
164	437,700			
165	438,100			
166	438,600			

167	439,100			
168	439,500			
169	439,900			
170	440,400			
171	440,800			
172	441,200			
173	441,600			
174	442,100			
175	442,500			
176	442,900			
177	443,300			

備考 この給料表は、附則第8項の適用を受ける教員に適用する。

附 則（令和2.2.12 規程1）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「第1条改正後の規程」という。）第19条、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第6(2)並びに公立大学法人大阪教職員給与規程（平成31年規程第40号）附則第4項、第7項及び附則別表の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和2年2月17日とする。

附 則（令和2.3.31 規程50）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（追給の限度に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程第65条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前に支給日が到来した給与については、なお従前の例による。

附 則（令和3.3.31 規程39）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4.3.31 規程 388）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.9.30 規程 621）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5.2.28 規程 15）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4まで、附則別表第1及び附則別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

（給与の内払）

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて令和4年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和5年3月17日とする。

附 則（令和5.3.31 規程 120）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5.12.20 規程 223）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4まで、附則別表第1及び附則別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

（給与の内払）

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて令和5年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和6年1月17日とする。

附 則（令和6.3.27 規程 134）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6.7.22 規程190）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和6.12.24 規程253）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7.1.24 規程2）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1から別表第4まで、附則別表第1及び附則別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、令和6年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に退職した者には適用しない。

（給与の内払）

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて令和6年4月1日から改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和7年2月17日とする。

附 則（令和7.3.31 規程57）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第16条の適用については、同条第1項中「支給する」を「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族にかかる扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級である者に対しては支給しない」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある親族」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある親族／(6) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- 3 この規程による改正後の規程第25条の規定は、この規程の施行日以降に新たに教職員として採用された者に適用し、同日より前に教職員として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（令和8.1.30 規程6）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第19条、第45条、別表第1から別表第4まで、附則第7項、附則別表第1及び附則別表第2の規定は、令和7年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に退職した者を除き、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 この規程による改正後の規程第34条の規定は、施行日に法人との雇用契約を締結している者について、適用日以降における施行日に引き続く法人との雇用契約締結期間に限り、適用する。

(給与の内払)

- 4 この規程による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて適用日から施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(清算日)

- 5 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和8年2月17日とする。

別表第1 一般職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級
1	199,600	269,100	293,000	363,900
2	200,700	270,200	294,300	365,700
3	201,800	271,300	295,500	367,500
4	202,900	272,300	296,700	369,300
5	204,000	273,300	297,900	371,100
6	205,100	274,400	299,300	373,000
7	206,200	275,500	300,700	374,800
8	207,300	276,600	302,000	376,600
9	208,400	277,600	303,300	378,400
10	209,700	278,700	304,700	380,300
11	211,000	279,800	306,100	382,200
12	212,300	280,900	307,500	384,000
13	213,600	282,000	308,800	385,800
14	215,000	283,200	310,300	388,000
15	216,400	284,300	311,800	390,200
16	217,700	285,400	313,300	392,400
17	219,000	286,500	314,700	394,500

18	220,900	287,700	316,200	396,600
19	222,800	288,800	317,700	398,700
20	224,700	289,900	319,200	400,800
21	226,600	291,000	320,700	402,900
22	229,100	292,300	322,700	404,600
23	231,500	293,600	324,600	406,300
24	233,900	294,900	326,500	407,900
25	236,300	296,100	328,400	409,500
26	238,100	297,400	330,400	411,000
27	239,800	298,700	332,400	412,500
28	241,500	300,000	334,400	414,000
29	243,000	301,200	336,400	415,500
30	243,400	302,600	338,100	416,700
31	243,700	303,900	339,800	417,900
32	244,000	305,200	341,400	419,000
33	244,300	306,500	343,000	420,100
34	244,900	307,900	344,600	421,300
35	245,500	309,200	346,200	422,400
36	246,100	310,500	347,800	423,500
37	246,700	311,800	349,300	424,600
38	248,200	313,200	351,300	425,300
39	249,700	314,600	353,200	426,000
40	251,100	315,900	355,100	426,700
41	252,500	317,200	357,000	427,400
42	253,700	318,600	358,900	428,000
43	254,900	320,000	360,800	428,500
44	256,000	321,400	362,700	429,000
45	257,100	322,700	364,600	429,500
46	258,100	324,000	366,500	429,800
47	259,100	325,300	368,300	430,000
48	260,000	326,600	370,100	430,200
49	260,900	327,900	371,900	430,400
50	261,800	329,500	373,400	430,600
51	262,700	331,100	374,900	430,800
52	263,600	332,700	376,300	431,000

53	264,500	334,300	377,700	431,200
54	265,400	335,900	378,800	431,400
55	266,300	337,400	379,800	431,600
56	267,200	338,900	380,800	431,800
57	268,100	340,400	381,800	432,000
58	269,000	341,200	382,900	432,200
59	269,900	342,000	383,900	432,400
60	270,800	342,800	384,900	432,600
61	271,700	343,500	385,900	432,800
62	272,600	344,300	386,500	433,000
63	273,500	345,100	387,100	433,200
64	274,400	345,900	387,700	433,400
65	275,200	346,500	388,200	433,600
66	276,100	347,300	388,800	433,800
67	277,000	348,100	389,400	434,000
68	277,800	348,800	390,000	434,200
69	278,600	349,500	390,500	434,400
70	279,800	350,100	391,100	434,600
71	280,900	350,700	391,700	434,800
72	282,000	351,300	392,300	435,000
73	283,100	351,800	392,800	435,200
74	284,000	352,400	393,400	
75	284,900	352,900	394,000	
76	285,800	353,400	394,500	
77	286,600	353,900	395,000	
78	287,500	354,400	395,400	
79	288,400	354,900	395,700	
80	289,300	355,400	396,000	
81	290,100	355,800	396,300	
82	291,000	356,200	396,700	
83	291,900	356,600	397,000	
84	292,800	357,000	397,300	
85	293,600	357,400	397,600	
86	294,500	357,800	398,000	
87	295,400	358,200	398,300	

88	296,300	358,600	398,600	
89	297,100	359,000	398,900	
90	298,000	359,400	399,100	
91	298,900	359,800	399,300	
92	299,800	360,200	399,500	
93	300,500	360,500	399,700	
94	301,400	360,900	399,900	
95	302,300	361,300	400,100	
96	303,100	361,700	400,300	
97	303,900	362,000	400,500	
98	304,600	362,300	400,700	
99	305,300	362,600	400,900	
100	306,000	362,900	401,100	
101	306,700	363,200	401,300	
102	307,400	363,500		
103	308,100	363,700		
104	308,800	363,900		
105	309,400	364,100		
106	309,800	364,300		
107	310,200	364,500		
108	310,500	364,700		
109	310,800	364,900		
110	311,200	365,100		
111	311,600	365,300		
112	311,900	365,500		
113	312,200	365,700		
114	312,600			
115	312,900			
116	313,200			
117	313,500			
118	313,900			
119	314,200			
120	314,500			
121	314,800			
122	315,100			

123	315,400			
124	315,700			
125	315,900			
126	316,200			
127	316,400			
128	316,600			
129	316,800			
130	317,000			
131	317,200			
132	317,400			
133	317,600			
134	317,800			
135	318,000			
136	318,200			
137	318,400			
138	318,600			
139	318,800			
140	319,000			
141	319,200			
142	319,400			
143	319,600			
144	319,800			
145	320,000			
再雇用	244,100	260,800	283,100	307,700

備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第2 一般職給料表(2)

号給	1級	2級	3級
1	181,400	269,300	312,900
2	182,500	270,700	314,800
3	183,600	272,100	316,700
4	184,700	273,500	318,600
5	185,800	274,800	320,500

6	186,900	276,100	322,400
7	188,000	277,300	324,300
8	189,100	278,500	326,100
9	190,200	279,700	327,900
10	191,300	280,800	329,600
11	192,400	281,900	331,300
12	193,500	283,000	333,000
13	194,500	284,000	334,600
14	195,600	285,100	336,200
15	196,700	286,200	337,800
16	197,700	287,200	339,300
17	198,700	288,200	340,800
18	199,800	289,300	342,400
19	200,900	290,400	343,900
20	201,900	291,400	345,400
21	202,900	292,400	346,900
22	204,000	293,500	348,500
23	205,000	294,500	350,000
24	206,000	295,500	351,500
25	207,000	296,500	353,000
26	208,100	297,600	354,400
27	209,100	298,600	355,800
28	210,100	299,600	357,200
29	211,100	300,600	358,600
30	212,100	301,700	359,900
31	213,100	302,700	361,200
32	214,100	303,700	362,500
33	215,100	304,700	363,800
34	216,100	305,700	365,000
35	217,100	306,700	366,200
36	218,100	307,700	367,400
37	219,100	308,700	368,500
38	220,100	309,600	369,600
39	221,100	310,400	370,700
40	222,100	311,200	371,700

41	223,000	312,000	372,700
42	224,000	312,900	373,600
43	225,000	313,700	374,500
44	226,000	314,500	375,400
45	226,900	315,300	376,300
46	227,900	316,200	377,100
47	228,900	317,000	377,900
48	229,800	317,800	378,700
49	230,700	318,600	379,400
50	231,700	319,500	380,200
51	232,700	320,300	381,000
52	233,600	321,100	381,700
53	234,500	321,900	382,400
54	235,400	322,800	383,100
55	236,300	323,600	383,800
56	237,200	324,400	384,500
57	238,100	325,200	385,100
58	239,000	326,100	385,700
59	239,900	326,900	386,300
60	240,800	327,700	386,900
61	241,700	328,500	387,400
62	242,600	329,400	387,900
63	243,500	330,200	388,300
64	244,400	331,000	388,700
65	245,200	331,800	389,100
66	246,100	332,600	389,500
67	247,000	333,400	389,900
68	247,900	334,200	390,300
69	248,700	335,000	390,700
70	249,600	335,800	
71	250,500	336,600	
72	251,300	337,400	
73	252,100	338,200	
74	253,000	339,000	
75	253,900	339,800	

76	254,700	340,600	
77	255,500	341,400	
78	256,400	342,200	
79	257,300	343,000	
80	258,100	343,800	
81	258,900	344,600	
82	259,800	345,400	
83	260,700	346,200	
84	261,500	347,000	
85	262,300	347,800	
86	263,200	348,600	
87	264,100	349,400	
88	264,900	350,200	
89	265,700	351,000	
90	266,600	351,800	
91	267,400	352,600	
92	268,200	353,400	
93	269,000	354,100	
94	269,800	354,900	
95	270,600	355,700	
96	271,400	356,500	
97	272,200	357,200	
98	273,000	358,000	
99	273,800	358,800	
100	274,600	359,500	
101	275,300	360,200	
102	276,100	361,000	
103	276,800	361,700	
104	277,500	362,400	
105	278,200	363,100	
106	278,800	363,800	
107	279,300	364,500	
108	279,800	365,200	
109	280,300	365,900	
110	280,800	366,400	

111	281,300	366,900	
112	281,800	367,400	
113	282,300	367,900	
114	282,800	368,400	
115	283,200	368,900	
116	283,600	369,400	
117	284,000	369,800	
118	284,400		
119	284,800		
120	285,200		
121	285,600		
122	286,000		
123	286,400		
124	286,800		
125	287,100		
126	287,500		
127	287,900		
128	288,300		
129	288,600		
130	289,000		
131	289,400		
132	289,700		
133	290,000		
134	290,400		
135	290,800		
136	291,100		
137	291,400		
138	291,800		
139	292,200		
140	292,500		
141	292,800		
142	293,200		
143	293,600		
144	293,900		
145	294,200		

146	294,600		
147	295,000		
148	295,300		
149	295,600		
150	296,000		
151	296,400		
152	296,700		
153	297,000		
154	297,400		
155	297,800		
156	298,100		
157	298,400		
158	298,800		
159	299,200		
160	299,500		
161	299,800		
162	300,200		
163	300,600		
164	300,900		
165	301,200		
166	301,600		
167	302,000		
168	302,300		
169	302,600		
170	303,000		
171	303,400		
172	303,700		
173	304,000		
174	304,400		
175	304,800		
176	305,100		
177	305,400		
178	305,800		
179	306,200		
180	306,500		

181	306,800		
182	307,200		
183	307,600		
184	307,900		
185	308,200		
再雇用	244,100	260,800	283,100

備考：この給料表は、技能職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第3 教育職給料表

号給	1級	2級	3級	4級
1	308,000	357,900	395,900	465,300
2	308,600	360,000	398,500	466,900
3	309,200	362,100	401,100	468,500
4	309,800	364,200	403,700	470,100
5	310,400	366,200	406,300	471,600
6	311,800	368,100	408,800	474,100
7	313,200	369,900	411,200	476,600
8	314,600	371,700	413,600	479,100
9	315,900	373,500	416,000	481,600
10	318,000	375,400	418,100	483,900
11	320,100	377,200	420,200	486,200
12	322,200	379,000	422,300	488,400
13	324,300	380,800	424,300	490,600
14	326,500	382,700	426,000	492,800
15	328,700	384,500	427,700	495,000
16	330,900	386,300	429,300	497,200
17	333,000	388,100	430,900	499,400
18	335,200	390,000	432,600	501,300
19	337,400	391,800	434,200	503,100
20	339,600	393,600	435,800	504,900
21	341,700	395,400	437,400	506,700
22	344,100	397,300	439,100	508,600
23	346,500	399,100	440,700	510,400

24	348,800	400,900	442,300	512,200
25	351,100	402,700	443,900	514,000
26	353,700	404,600	445,500	515,900
27	356,200	406,400	447,100	517,700
28	358,700	408,200	448,700	519,500
29	361,200	410,000	450,300	521,300
30	363,300	411,800	451,900	523,100
31	365,300	413,600	453,500	524,900
32	367,300	415,400	455,100	526,600
33	369,300	417,100	456,700	528,300
34	371,300	418,800	458,200	530,100
35	373,200	420,500	459,700	531,900
36	375,100	422,200	461,200	533,600
37	377,000	423,900	462,700	535,300
38	378,400	425,300	464,100	537,000
39	379,800	426,600	465,500	538,700
40	381,100	427,900	466,900	540,400
41	382,400	429,200	468,300	542,000
42	383,300	430,500	469,700	543,700
43	384,200	431,800	471,100	545,400
44	385,100	433,100	472,500	547,000
45	386,000	434,300	473,900	548,600
46	386,900	435,600	475,300	550,200
47	387,800	436,900	476,700	551,800
48	388,600	438,200	478,100	553,400
49	389,400	439,400	479,500	555,000
50	390,300	440,700	480,500	556,500
51	391,200	442,000	481,500	558,000
52	392,000	443,300	482,500	559,500
53	392,800	444,500	483,500	560,900
54	393,700	445,800	484,400	562,200
55	394,600	447,100	485,300	563,500
56	395,400	448,400	486,200	564,800
57	396,200	449,600	487,100	566,100
58	397,100	450,900	487,900	567,000

59	398,000	452,200	488,700	567,900
60	398,800	453,500	489,400	568,800
61	399,600	454,700	490,100	569,600
62	400,500	456,000	491,000	570,100
63	401,400	457,300	491,900	570,500
64	402,200	458,600	492,800	570,900
65	403,000	459,800	493,700	571,300
66	403,900	460,900	494,200	571,700
67	404,700	462,000	494,700	572,100
68	405,500	463,100	495,200	572,500
69	406,300	464,100	495,700	572,800
70	407,200	464,900	496,600	573,100
71	408,000	465,700	497,500	573,400
72	408,800	466,500	498,400	573,600
73	409,600	467,200	499,200	573,800
74	410,200	467,900	499,700	574,700
75	410,800	468,600	500,200	575,600
76	411,300	469,200	500,700	576,500
77	411,800	469,800	501,200	577,300
78	412,400	470,300	501,400	578,200
79	413,000	470,800	501,500	579,100
80	413,500	471,300	501,600	580,000
81	414,000	471,800	501,700	580,900
82	414,600	472,300	501,800	
83	415,100	472,800	501,900	
84	415,600	473,200	502,000	
85	416,100	473,600	502,100	
86	416,600	474,100	502,200	
87	417,100	474,500	502,300	
88	417,600	474,900	502,400	
89	418,100	475,300	502,500	
90	418,500	475,800	502,600	
91	418,900	476,200	502,700	
92	419,300	476,600	502,800	
93	419,700	477,000	502,900	

94	420,000	477,400	503,000	
95	420,200	477,700	503,100	
96	420,400	478,000	503,200	
97	420,600	478,300	503,300	
98	420,700	478,400	503,600	
99	420,800	478,500	503,800	
100	420,900	478,600	504,000	
101	421,000	478,700	504,200	
102	421,500	478,900	504,700	
103	422,000	479,100	505,200	
104	422,400	479,200	505,700	
105	422,800	479,200	506,200	
106	423,300	479,400	506,800	
107	423,700	479,500	507,400	
108	424,100	479,600	508,000	
109	424,500	479,800	508,600	
110	424,900	479,900	509,200	
111	425,300	480,000	509,800	
112	425,700	480,100	510,400	
113	426,000	480,200	511,000	
114	426,400	480,300		
115	426,700	480,400		
116	427,000	480,500		
117	427,300	480,600		
118	427,600	480,800		
119	427,800	480,900		
120	428,000	481,000		
121	428,200	481,100		
122	428,400	481,400		
123	428,600	481,700		
124	428,800	481,900		
125	428,900	482,100		
126	429,100	482,600		
127	429,300	483,100		
128	429,400	483,600		

129	429, 500	484, 100		
130	429, 600	484, 600		
131	429, 700	485, 100		
132	429, 800	485, 600		
133	429, 900	486, 100		
134	430, 000	486, 500		
135	430, 100	486, 800		
136	430, 200	487, 100		
137	430, 300	487, 400		
138	430, 400	488, 000		
139	430, 500	488, 500		
140	430, 600	489, 000		
141	430, 700	489, 500		
142	430, 800			
143	430, 900			
144	431, 000			
145	431, 100			
146	431, 300			
147	431, 500			
148	431, 700			
149	431, 800			
150	432, 100			
151	432, 400			
152	432, 700			
153	432, 900			
154	433, 400			
155	433, 800			
156	434, 200			
157	434, 600			
158	435, 100			
159	435, 500			
160	435, 900			
161	436, 300			
162	436, 800			
163	437, 300			

164	437,700			
165	438,100			
166	438,600			
167	439,100			
168	439,500			
169	439,900			
170	440,400			
171	440,800			
172	441,200			
173	441,600			
174	442,100			
175	442,500			
176	442,900			
177	443,300			

備考：この表は、教員（教授、准教授、講師、助教である者をいう。）に適用する。

別表第4 看護職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	218,300	287,800	333,500	368,100	414,300	449,700
2	220,500	289,300	334,700	369,200	415,100	450,500
3	223,200	290,700	335,800	370,200	415,800	451,200
4	225,600	292,200	337,000	371,200	416,500	451,900
5	228,000	293,600	338,100	372,300	417,200	452,700
6	230,500	295,100	339,200	373,300	418,000	453,400
7	232,700	296,600	340,400	374,300	418,700	454,100
8	234,000	298,000	341,500	375,400	419,400	454,800
9	235,500	299,500	342,700	376,400	420,100	455,600
10	237,000	300,900	343,800	377,500	420,900	456,300
11	238,600	302,400	345,000	378,500	421,600	457,000
12	240,200	303,800	346,100	379,500	422,300	457,700
13	241,700	305,300	347,200	380,600	423,100	458,500
14	243,300	306,700	348,400	381,600	423,800	459,200
15	244,800	308,200	349,500	382,700	424,500	459,900
16	246,400	309,600	350,700	383,700	425,200	460,700
17	247,900	311,100	351,800	384,700	426,000	461,400

18	249,500	312,600	352,400	385,800	426,700	462,100
19	251,100	314,000	353,100	386,800	427,400	462,800
20	252,600	315,500	353,700	387,800	428,100	463,600
21	254,200	316,900	354,300	388,900	428,900	464,300
22	255,700	317,600	354,900	389,900	429,600	465,000
23	257,300	318,400	355,500	391,000	430,300	465,700
24	258,900	319,100	356,200	392,000	431,100	466,500
25	260,400	319,800	356,800	393,000	431,800	467,200
26	262,000	320,500	357,400	394,100	432,500	467,900
27	263,500	321,300	358,000	395,100	433,200	468,700
28	265,100	322,000	358,700	396,200	434,000	469,400
29	266,600	322,700	359,300	397,200	434,700	470,100
30	268,200	323,500	359,900	397,700	435,400	470,800
31	269,800	324,200	360,500	398,200	436,100	471,600
32	271,300	324,900	361,200	398,800	436,900	472,300
33	272,000	325,600	361,800	399,300	437,600	473,000
34	272,800	326,100		399,800	438,300	473,700
35	273,500	326,500		400,300	439,100	474,500
36	274,200	326,900		400,800	439,800	475,200
37	275,000	327,300		401,400	440,500	475,900
38	275,700	327,700		401,900	441,200	476,600
39	276,400	328,100		402,400	442,000	477,400
40	277,100	328,500		402,900		478,100
41	277,900	329,000		403,400		478,800
42	278,600	329,400		403,900		479,600
43	279,300	329,800		404,500		480,300
44	280,000	330,200		405,000		481,000
45	280,500	330,600		405,500		481,700
46	280,900	331,000		406,000		482,500
47	281,300	331,500		406,500		483,200
48	281,700	331,900		407,100		483,900
49	282,100	332,300		407,600		484,600
50	282,500					485,400
51	283,000					486,100
52	283,400					486,800

53	283,800					487,600
54	284,200					
55	284,600					
56	285,000					
57	285,400					
58	285,900					
59	286,300					
60	286,700					
再雇用	249,900	249,900	249,900	277,900	301,300	324,500

備考：この表は、看護師に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第5 給料の調整額

適用される給料表	教職員	支給額
一般職給料表(1)	(1) 管理区域(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号に定める管理区域をいう。以下同じ。)内において、施設の点検又は保守の業務に直接従事することを常例とする技師のうち、理事長が特に認める者	12,900円
	(2) 管理区域に業務上立ち入る職員のうち、理事長が特に認める者	8,600円
教育職給料表	(1) 大学院研究科を担当する教授、准教授又は講師(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事する大学院担当教員のうち別に定める者	4級 46,200円 3級 40,200円 2級 38,100円
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者((1)に掲げる者を除く)	4級 30,800円 3級 26,800円 2級 25,400円
	(3) 国際基幹教育機構における大学院共通教育科目を担当する教授、准教授又は講師(以下「大学院共通教育科目担当教員」という。)のうち、博士後期課程の大学院共通教育科目を担当し、別に定める要件に該当する者	
	(4) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)のうち、別に定める要件に該当する者	4級 15,400円 3級 13,400円 2級 12,700円
	(5) 大学院共通教育科目担当教員((3)に掲げる者を除く。)のうち、別に定める要件に該当する者	
	(6) 大学院研究科に在学する学生の指導	1級 11,100円

	に常時従事する助教のうち、別に定める要件に該当する者	
(7)	管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が1級であり、かつ理事長が特に認める者	27,750円
(8)	管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が2級であり、かつ理事長が特に認める者	31,750円
(9)	管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が3級であり、かつ理事長が特に認める者	33,500円
(10)	管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が4級であり、かつ理事長が特に認める者	38,500円
(11)	医学部附属病院において、感染症又は結核の予防救治に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員のうち中央臨床検査部、放射線科又は放射線治療科に勤務する者（課長級以上の職であるものを除く。）	10,800円
(12)	医学部附属病院において、(11)に掲げる以外の診療等の業務に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員	8,100円

別表第6 管理職手当

(1)大阪公立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種
	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
研究院	研究院長	2種
	副研究院長	4種
学部	学部長	2種
	副学部長	4種
現代システム科学域	学域長	2種
	副学域長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
国際基幹教育機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	高等教育研究開発センター長	6種
	教職センター長	6種
	高度人材育成推進センター長	6種
	国際教育センター長	6種
	アドミッションセンター長	5種
研究推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	協創研究センター長	6種
	生産技術センター長	4種
	人工光合成研究センター長	3種
	放射線研究センター長	4種
	生物資源開発センター長	6種
	BNCT 研究センター長	6種
	附属植物園長	4種
	都市健康・スポーツ研究センター長	4種

図書館機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	杉本図書館長	2種
	中百舌鳥図書館長	4種
	阿倍野医学図書館長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
入試推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
産学官民共創推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
農学部附属教育研究フィールド	フィールド長	4種
獣医学部附属獣医臨床センター	センター長	4種
医学部附属刀根山結核研究所	研究所長	3種
医学部附属病院	病院長	1種
	副院長	2種
	病院長補佐	3種
	医療安全センター長	3種
	部長	4種
	センター長（医療安全センター長を除く。）	4種
	室長	4種
基金推進室	室長	5種
大阪関西 EXPO パビリオン出展推進室	室長	5種
環境マネジメント推進室	室長	5種
カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション推進室	室長	5種
データ利活用促進室	室長	5種
研究戦略室	室長	5種

女性研究者支援室	室長	5種
ハラスメント相談室	室長	5種
安全衛生推進室	室長	5種
情報戦略推進室	室長	5種
総合技術推進室	室長	5種
情報基盤センター	センター長	4種
情報セキュリティセンター	センター長	4種

(2) 大阪府立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種
	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
学域	学域長	2種
	副学域長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
高等教育推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
研究推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種

(3) 大阪市立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種

	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
学部	学部長	2種
	副学部長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種

(4) 大阪公立大学工業高等専門学校

組 織	職	区 分
	校長	1種